

各部長
会計管理者
企業局長
下水道局長
議会事務局長
監査事務局長
人事委員会事務局長
労働委員会事務局長
教育局教育総務部長
警察本部総務部長

様

総 務 部 長

埼玉県土木工事設計単価表等の労務単価の改定に伴う契約約款の運用に係る 特例措置等について（通知）

入札及び契約の適正化の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、国の公共工事設計労務単価表、設計業務委託等技術者単価表及び県の土木工事設計単価表等の労務単価（以下、「労務単価」という。）が、改定等により令和 7 年 3 月 1 日から適用されます。

これに伴い、請負代金額等の適正化を図るため、下記のとおり契約約款の運用に係る特例措置及び契約約款第 2 6 条第 6 項の適用について定めましたので通知します。

なお、貴部（局）内の関係各課所については、貴職から周知をお願いします。

また、貴部（局）が所管する法人（県が構成団体となっている特別地方公共団体、地方独立行政法人、地方自治法に基づく指定管理者及び出資法人の指導監督等に関する要綱に基づく指定出資法人）については、貴職から事務の参考として、送付をお願いします。

記

1 特例措置の適用

（1）特例措置の対象

工事又は業務委託（以下「工事等」という。）において、以下の全てに該当するもの

- ・改定前の労務単価（以下「旧労務単価」という。）で予定価格を積算した工事等
- ・令和 7 年 3 月 1 日以降に当初契約する工事等

（2）契約約款の運用

上記（1）の工事等の受注者は、当該契約について、令和 7 年 3 月 1 日から適用される労務単価（以下「新労務単価」という。）を適用した場合の請負代金額、業務委託料及び委託金額（以下「請負代金額等」という。）の変更協議を、契約約款の規定に基づき発注者に請求することができるものとする。

ただし、埼玉県建設工事標準請負契約約款第 61 条又は同様の規定がある契約約款を

当該契約に適用している工事等に限る。

埼玉県建設工事標準請負契約約款(抜粋)	
第61条	この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(3) 変更後の請負代金額等の算出方法

変更後の請負代金額等＝新予定価格×当初契約の落札率

新予定価格：新労務単価及び当初契約時点の物価等により積算した予定価格に相当する価格

当初契約時点の物価等：令和7年3月1日以降の当初契約日時点の資機材価格など

(4) 対象受注者への周知

発注課所長は、上記1(1)の工事等の落札者に対し、別紙1により本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結してください。

2 埼玉県建設工事標準請負契約約款第26条第6項(インフレスライド条項)の適用

(1) インフレスライド条項の対象

令和7年2月28日以前に契約し、令和7年3月1日以降の基準日から工期が2か月以上残っている工事(ただし、埼玉県建設工事標準請負契約約款を適用して契約している工事に限る。)

(2) 対象受注者への周知

発注課所長は、上記2(1)の工事の受注者に対し、別紙2により埼玉県建設工事標準請負契約約款第26条第6項(インフレスライド条項)に基づく対応が可能となる場合があることを周知してください。

埼玉県建設工事標準請負契約約款(抜粋)	
第26条第6項	予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

担当：入札課 企画・公共調達改革担当

電話：048-830-2723、2734

E-mail：a2720-02@pref.saitama.lg.jp



お知らせ

この工事は、令和7年3月の埼玉県土木工事設計単価表等の労務単価の改定に伴う特例措置の対象です。

受注者は、令和7年3月1日改定の労務単価（以下「新労務単価」という。）を適用した請負代金額への変更協議を、契約約款第61条の規定に基づき発注者に請求することができます。

変更後の請負代金額 = 新予定価格 × 当初契約の落札率

新予定価格：新労務単価及び当初契約時点の物価等により積算した予定価格に相当する価格
当初契約時点の物価等：令和7年3月1日以降の当初契約日時点の資機材価格など

手続の流れ

労務単価改定（3月1日）

工事費の積算
(旧労務単価)

契約締結

受注者の請求

受発注者間協議
による合意

新労務単価での
変更契約締結

■お問合せ先■

特例措置制度について：入札課企画・公共調達改革担当

TEL 048-830-2723

E-mail a2720-02@pref.saitama.lg.jp

具体的な請求方法等について：各発注機関



お知らせ

この業務委託は、令和7年3月の埼玉県土木工事設計単価表等の労務単価の改定に伴う特例措置の対象です。

受注者は、令和7年3月1日改定の労務単価（以下「新労務単価」という。）を適用した委託金額への変更協議を、契約約款第28条の規定に基づき発注者に請求することができます。

変更後の委託金額 = 新予定価格 × 当初契約の落札率

新予定価格：新労務単価及び当初契約時点の物価等により積算した予定価格に相当する価格
当初契約時点の物価等：令和7年3月1日以降の当初契約日時点の資機材価格など

手続の流れ

労務単価改定（3月1日）

委託費の積算
（旧労務単価）

契約締結

受注者の請求

受発注者間協議
による合意

新労務単価での
変更契約締結

■お問合せ先■

特例措置制度について：入札課企画・公共調達改革担当

TEL 048-830-2723

E-mail a2720-02@pref.saitama.lg.jp

具体的な請求方法等について：各発注機関



お知らせ

この業務委託は、令和7年3月の埼玉県土木工事設計単価表等の労務単価の改定に伴う特例措置の対象です。

受注者は、令和7年3月1日改定の労務単価（以下「新労務単価」という。）を適用した業務委託料への変更協議を、契約約款第58条の規定に基づき発注者に請求することができます。

変更後の業務委託料 = 新予定価格 × 当初契約の落札率

新予定価格：新労務単価及び当初契約時点の物価等により積算した予定価格に相当する価格
当初契約時点の物価等：令和7年3月1日以降の当初契約日時点の資機材価格など

手続の流れ

労務単価改定（3月1日）

委託費の積算
(旧労務単価)

契約締結

受注者の請求

受発注者間協議
による合意

新労務単価での
変更契約締結

■お問合せ先■

特例措置制度について：入札課企画・公共調達改革担当

TEL 048-830-2723

E-mail a2720-02@pref.saitama.lg.jp

具体的な請求方法等について：各発注機関



お知らせ

令和7年3月の労務単価の改定に伴い、
令和7年2月28日以前に契約した工事については、
契約約款第26条第6項（インフレスライド条項）
に基づく対応が可能となる場合があります。

$$\text{スライド額} = [P2 - P1 - (P1 \times 1/100)]$$

(ただし、 $P2 > P1$)

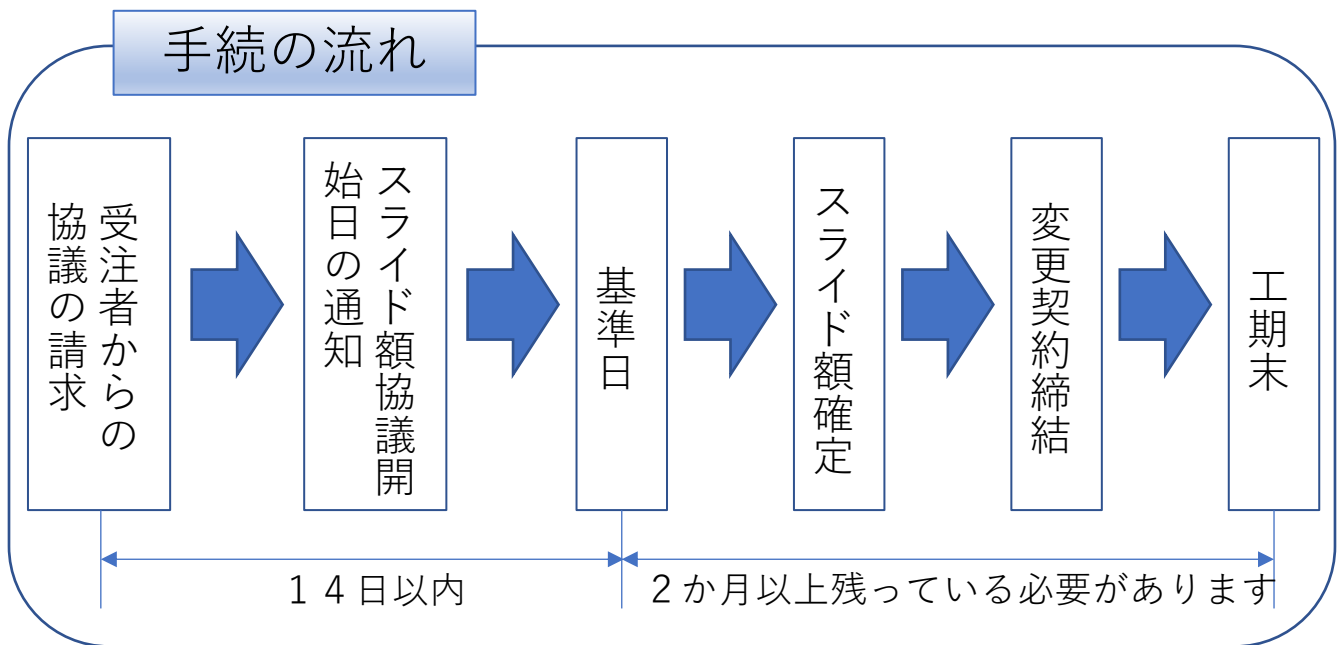
P1：変動前残工事代金額（請負代金額から基準日における出来形数量に相応する請負代金額を控除した額）

$$P1 = \text{変動前残工事の工事価格} \times \text{落札率} \times (1 + \text{消費税率等})$$

P2：変動後残工事代金額（変動後（基準日）の賃金又は物価等を基礎として算出した（P1）に相当する額）

$$P2 = \text{変動後残工事の工事価格} \times \text{落札率} \times (1 + \text{消費税率等})$$

手続の流れ



他にも、資材等が高騰した場合（インフレ又は単品スライド）や長期にわたり賃金又は物価が変動した場合（全体スライド）についても契約約款第26条に基づく対応が可能な場合がありますので、下記まで気軽にお問い合わせください。

■お問合せ先■

スライドについて：入札課企画・公共調達改革担当

TEL 048-830-2723

E-mail a2720-02@pref.saitama.lg.jp

具体的な請求方法等について：各発注機関